

平成22年11月臨時会

# 横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成22年 11月24日 開会

平成22年 11月24日 閉会

横 芝 光 町 議 会

# 平成22年11月横芝光町議会臨時会会議録目次

## 第1号（11月24日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第3号の上程、説明	4
議案第1号の質疑、討論、採決	13
議案第2号の質疑、討論、採決	13
議案第3号の質疑、討論、採決	15
閉会の宣告	19
署名議員	21

1 1 月 臨 時 会

(第 1 号)

## 平成22年第11月横芝光町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成22年11月24日(水曜日)午後2時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第1号ないし議案第3号について(町長提案理由説明)

日程第 5 議案第1号審議(質疑・討論・採決)

横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第2号審議(質疑・討論・採決)

横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第3号審議(質疑・討論・採決)

横芝光町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(15名)

1番	杉	森	幹	男	君	2番	森	川	忠	君
3番	實	川		隆	君	4番	川	島	仁	君
6番	若	梅	喜	作	君	7番	川	島	富士子	君
8番	鈴	木	克	征	君	9番	野	村	和好	君
10番	山	崎	貞	一	君	12番	嘉	瀬	清之	君
13番	川	島		透	君	14番	鈴	木	唯夫	君

16番 川島勝美君 17番 越川輝男君

18番 越川洋一君

欠席議員（2名）

11番 伊藤圀樹君 15番 八角健一君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 齊藤隆君 副町長 鈴木孝一君

総務課長 林英次君

---

職務のため出席した者の職氏名

局長 川島重男 書記 椎名圭子

---

**◎開会の宣告**

○議長（野村和好君） これより平成22年11月横芝光町議会臨時会を開会します。

（午後2時00分）

---

**◎開議の宣告**

○議長（野村和好君） 本日の会議を開きます。

---

**◎会議録署名議員の指名**

○議長（野村和好君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

2番 森 川 忠 議員

17番 越 川 輝 男 議員

を指名します。

---

**◎会期決定の件**

○議長（野村和好君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

---

**◎諸般の報告**

○議長（野村和好君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので、報告をいたします。

次に、八角健一議員、伊藤罔樹議員から、本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これ

を受理しましたので、報告します。

---

### ◎議案第1号ないし議案第3号の上程、説明

○議長（野村和好君） 日程第4、議案第1号ないし議案第3号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長（齊藤 隆君） 皆さん、こんにちは。

本日ここに、平成22年11月横芝光町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位には、ご多忙の折にもかかわらずご出席を賜り、まことにありがとうございます。

早速ではありますが、今臨時会に提案いたしました議案の提案理由についてご説明させていただきます。

議案第1号の横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合が改正されることを受け、町議会議員の期末手当の額を改正するため、横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第2号の横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合が改正されることを受け、町特別職の期末手当の額を改正するため、横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第3号の横芝光町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、地方公務員法第24条第3項の規定により職員の給与改定を行うため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

以上、このたび提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号ないし議案第3号について、総務課長。

〔総務課長 林 英次君登壇〕

○総務課長（林 英次君） どうもご苦労さまでございます。

それでは、議案第1号から第3号までは、それぞれ3議案の条例の一部改正について提案をさせていただいておりますが、3議案はいずれもことし8月の人事院勧告に基づく改正でございます。

議案を説明させていただく前に、今回の改正のポイントを整理して説明をさせていただきます。

まず1点目といたしましては、公務員の給与が民間給与と比較すると月平均で0.19%高いということから、その格差を解消するための職員給与の引き下げで、特に官民格差の大きい40歳以上の中高齢層が受ける給料に限定して引き下げを行い、官民格差のない若年層と病院長や医師の医療職については、その処遇を確保する観点からこれを除くというものでございます。

2点目といたしましては、官民格差の特に大きい50歳台後半層の職員の減額支給でございまして、7級の管理職職員、主に課長職で、当町は現在12名が該当いたしますけれども、この7級の管理職職員で55歳以上の職員については、55歳に達した日後の最初の4月1日以降の給料月額を改正後の給料表からさらに1.5%減額をするというものでございます。

3点目といたしましては、期末勤勉手当、いわゆるボーナスの引き下げでございまして、1点目と同じく民間との格差を解消するため、これまでの年間4.15カ月分を3.95カ月分に0.2カ月引き下げるというものでございます。

4点目といたしましては、期末手当からの減額調整でございまして、今回の給与条例改正を受けて給料表が減額改正となる職員については、ことしの4月から11月までの給与額及び6月支給分の期末勤勉手当について、民間との格差相当分を12月に支給する期末手当から減額をして調整をするというものでございます。

5点目は、住居手当の改正でありまして、県人事委員会の勧告にならい、これまで支給していた住居手当、これは月額2,500円支給しておりまして、13名が今後この改正になりますと該当することになるかと思っておりますけれども、この住居手当を来年4月1日から廃止するというものであります。



6点目は、時間外勤務手当の取り扱いについてでございます。時間外勤務手当につきましては、本年4月1日から労働基準法の取り扱いを踏まえまして、月60時間を超える時間外勤務手当に係る時間外勤務手当の支給割合を100分の125から100分の150に引き上げたところでございますけれども、実はこの積算の基礎には日曜日等の法で定めた休日が除かれておりました。民間では時間外労働の割り増し賃金率を引き上げた企業のうち、法で定めた休日の労働時間を積算の基礎に含めている企業が多くを占めているということから、これを含めるべく改正を行おうとするものでございます。

以上が改正の概要でございますけれども、今回の改正に伴う影響額でございますが、職員関係では東陽病院職員を除く一般行政職の引き下げ率は0.13%、月額平均で491円、ボーナスを含めた年間平均給与の影響額は1人当たり8万409円で、率全体では1.45%の減額となります。

また、東陽病院の引き下げ率は0.07%、月額平均473円の減額、ボーナスを含めた年間平均給与の影響額は1人当たり7万854円、率で全体で1.39%の減額となります。

なお、一般行政職と東陽病院の取り扱いについては、業務内容の違いによりまして給料表が別であることから、ここでは分けてご説明をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号から順次ご説明をさせていただきますが、特に一般職職員の給与改正につきましては、改正内容が多いため、若干説明が長くなることをお許しいただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

それでは、まず、お手元のピンクの議案つづりでございます。

1ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第1号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年11月24日提出、横芝光町長、齊藤隆。

本案は、議案第3号のほうでご提案させていただいておりますけれども、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合を引き下げることを受けまして、議員の皆様の期末手当の支給割合を改正させていただこうとするものでございます。

3ページをお開きいただきたいと思っております。

横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条では、今年度分の期末手当の支給割合の改正について、また、その下の第2条では、来年度分の支給割合の一部改正についての規定でございます。

改正内容につきましては、黄色の表紙の新旧対照表でご説明させていただきますので、こちらの1ページをごらんいただきたいと思います。

この第1条関係の中の第5条の第2項でございますけれども、現行のアンダーライン部分、ことし12月支給分の期末手当を100分の220から、改正案では100分の200に、0.2カ月分引き下げるというものでございます。これによりまして年間の支給割合が、現在、6月、12月合わせ4.15カ月分ということになっておりますけれども、これが3.95カ月に改正されるということになります。

この新旧対照表の次のページをごらんいただきたいと思います。

2ページの第2号関係でございますけれども、アンダーライン部分は来年23年4月以降、いわゆる6月分以降の期末手当の支給割合についての改正でございます。6月分については100分の195を、改正案では100分の190に、また、12月分については100分の200を100分の205にそれぞれ改め、年間で3.95カ月とするというものでございます。

それでは、ピンクの議案つづりの3ページにお戻りいただきたいと思います。

3ページの下の方に附則が定めてございますが、附則はそれぞれの施行日を定めたものでございまして、第1条は公布の日の属する月の翌月の初日、つまり、本年12月1日から、また、第2条は平成23年4月1日から施行するというものでございます。

次に、議案第2号についてでありますけれども、議案つづりの5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年11月24日提出、横芝光町長、齊藤隆。

7ページをごらんいただきたいと思います。

横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例ということでございますけれども、この改正は特別職の職員の期末手当の支給割合の改正でございます。第1条、第2条、附則は、いずれも改正の内容につきましては議案第1号と全く同様でござ

いますので、説明は省かせていただきますので、ひとつよろしくお願いいたします。

続いて、議案第3号、9ページをごらんいただきたいと思います。

議案第3号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年11月24日提出、横芝光町長、齊藤隆。

11ページをお開きいただきたいと思います。

横芝光町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

この第1条は、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するとなっておりますけれども、改正内容につきましては、新旧対照表でご説明をさせていただきますので、新旧対照表の5ページをお開きいただきたいと思います。

現行の第3条の第3項につきましては、職員が給与から控除できる各項目を定めたものでありまして、現行のアンダーライン部分の第2号「団体生命保険の保険料」を改正案では「各種団体保険料」に改めるとともに、以下、3号の「駐車場利用協力金」から8号の「東陽病院職員食堂における給食費」までを追加し、現行の第3号を第9号に改めるというものでございます。

5ページの下から2段目から6ページにかけては期末手当の改正でございます。第24条第2項のアンダーライン部分でありますけれども、ちょうど中段になりますけれども、期末手当の支給割合の定めでございます。12月に支給する割合を100分の150から、改正案では100分の135に、また、下の7ページの27条の第2項で定めております勤勉手当の割合を100分の70を100分の65に、それぞれ改めるというものでございます。この結果、期末勤勉手当を合わせますと100分の20の引き下げ、いわゆる0.2カ月分の引き下げということで、6月支給分と合わせますと4.15カ月から3.95カ月ということになります。

なお、前後いたしますけれども、6ページと7ページの改正案のアンダーライン部分に「及び附則第15項第2号」、これは6ページに「附則第15項第2号」、2カ所アンダーライン部分で追加されております。また、7ページのほうでは「及び附則第15項第3号」が追加されておりますけれども、この附則の15項関係の規定につきましては、55歳以上の7級職の職員、主に課長職でございますけれども、これについての改正規定でございます。7ページの右側の改正案の一番下から3段目に「特定職員に対する給与の支給」が追加をされてお

ります。この規定につきましては、今回の改正のポイントとして先ほどご説明をさせていただきましたが、官民格差の特に大きい50歳台後半層の職員の減額支給に係る規定でございます。一番下の2行目なんです。附則の第15項では行政職給料表の7級の適用を受け、次の8ページになりますけれども、55歳を超える職員を「特定職員」というように規定をいたしまして、その者が55歳に達した年度の翌年度から、その下の1号では給料月額から100分の1.5%に相当する額を減額するという規定でございます。

また、その下の2号では期末手当を、また、9ページになりますけれども、第3号の勤勉手当、次の10ページになりますけれども、第4号の休職者等についても給料月額の1.5%減額の取り扱いということで、減額の適用を受ける職員は同様の措置を講じるという規定でございます。

また、その下の10ページの16項については、月の初日以外に新たに特定職員となった者、いわゆる月の中で課長職等になった者については、この適用を受けることとなった職員については、給料から減額する額を規則で定めるという規定でございます。

その下の17項については、勤務1時間当たりの給与額の算出についてでございますが、11ページになります。18項、勤勉手当の成績率算出についての規定でございますが、いずれも特定職員については同様の措置を講じるというものでございます。

ピンクの議案つづりの15ページにお戻りいただきたいと思っております。

この15ページの一番下に「別表第1を次のように改める。」とありますが、これは期末勤勉手当と同様に人事院勧告に基づきまして職員の給料月額を改正させていただこうとするものでございまして、改正内容につきましては、新旧対照表の12ページの給料表でございますけれども、これから21ページまでのアンダーライン部分の現行の額を改正案のアンダーラインの金額に改めるというものでございます。

なお、後ほどごらんいただきたいと思っておりますけれども、給料表の若年層については、30代までは民間の給与水準を下回っているということから、勧告に従って除いてございます。

そして、新旧対照表の22ページ以降は、別表の第2、イについては、病院の検査技師、薬剤師等の給料表の改正。

それから、27ページの左の上のウ、医療職給料表(3)については、看護師等の改正でございます。

なお、ここには出ておりませんが、医療職給料表(1)は病院長、医師等で、これらについては医師の処遇を確保するという観点から勧告に従って除いてございます。

給料表については後ほどごらんをいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案つづりの31ページをごらんいただきたいと思います。

第2条、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

その下に、第14条第1項及び第2項を次のように改めるといふ改正規定がございます。この改正規定と中段ちよつと下に第18条第3項中、また、一番下から2段目に第24条第2項中、また、32ページの一番上に第27条第2項中、また、その下3段目のところに附則第18項中とありますけれども、これらに規定してあります改正案につきましては、いずれも新旧対照表でご説明をさせていただきますので、新旧対照表の33ページをごらんいただきたいと思ひます。

33ページの第14条第1項及び第2項関係につきましては住居手当の改正でありまして、住居手当につきましては、今回の勧告を受けまして、職員がみずから居住する、いわゆる自宅に係る住居手当の支給の規定を廃止するものでありまして、他はこの規定に廃止に伴う関係条文等の整備でございます。

第14条の1項関係では、第2号に規定する世帯主である職員が居住の目的で住宅を新築または購入した場合、5年間住居手当を支給するという規定、また、次の34ページの第2号では、その住居手当の支給額は2,500円とありますが、いずれも改正案ではこれを削り、借家等の家賃と一緒に規定してございますけれども、この家賃に対する助成の規定についてはそのまま残し、条文を整理するというものでございます。

続いて、第18条の時間外勤務手当でございますが、本年4月1日から労働基準法の取り扱いを踏まえまして、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を100分の125から100分の150に引き上げたところがございますけれども、この積算の基礎には日曜日等の法で定めた休日を除かれておりました。今回、民間にならひまして第3号の括弧内の規定を削りまして、時間外勤務手当の割り増し賃金の積算の基礎に日曜日等の休日を含めるべく改正を行おうとするものでございます。

次に、35ページになりますが、第24条、第27条の関係は期末手当、勤勉手当の支給割合の改定でありまして、平成23年4月以降における支給割合を定めたものでございます。第24条第2項の期末手当は、6月支給分を100分の125を100分の122.5に、12月支給分の100分の135を100分の137.5に、また、27条の第2項で定めております勤勉手当は、100分の65を100分の67.5に、それぞれ改めるといふものでございます。この結果、期末・勤勉手当合わせますと、

ことしの改定案と同様の支給割合である年間3.95カ月になるということになります。

36ページの附則の第18項でございますけれども、これは勤勉手当の支給総額の算出に係る改正でありまして、勤勉手当の額の算定につきましては前のページ、35ページに戻りますけれども、勤勉手当の額は勤勉手当の基礎額、いわゆる給料月額と役職加算でございますけれども、これに扶養手当を加えた額の総額に支給割合100分の65を乗じて得た額を超えて支給してはならないという規定をされております。これを附則第18項では、この規定にかかわらず、その総額から55歳を超える職員の勤勉手当対象額、いわゆる給料と役職加算をした額でございますけれども、これを国の定める率100分の0.975を乗じた額を減額した額を総額とするという規定でありますけれども、この改正案を国の定める率を100分の0.975、現行案を100分の1.0125に、また、括弧内の100分の65を100分の67.5の改正ということでございますが、この減額算定に当たり、最低号給以下、いわゆる7級の1号給という7級の号給でも一番上にある号給以下とこの計算した額が7級の1号給、36万6,200円という数字でございますけれども、計算をしてこれ以下となった場合の職員の額については、最低号給を減額の基礎額として、これに100分の67.5を乗じた額を総額から減じるというものでございます。

それでは、議案つづりの32ページをごらんいただきたいと思います。

上から5行目でございます。横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正ということで、その下の第3条では、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正するというので、改正内容につきましては、また申しわけありませんが、新旧対照表の37ページにお進みいただきたいと思います。

37ページの条例改正につきましては、給料表の号給の切りかえに伴う経過措置についてでありまして、内容といたしましては、平成18年3月に大幅な給料表の改正がございまして、このとき、改正前の給料が改正により下回ってしまう職員については、不利益を受けることのないよう改正前の給料を補償する、いわゆる減給補償をするというような経過措置がとられ、平成20年まではこの補償額について満額の手当をしてまいりました。これが附則の第7項の規定であります。現行の規定は、昨年平成21年度に人事院勧告により、減給補償額対象者については満額から100分の99.76を乗じた額を支給することとされておりました。今回の改正案は、右側でございますけれども、これをさらに99.76から100分の99.59に引き下げる。また、この括弧内につきましては、先ほど申し上げました7級に該当する55歳を超える特定職員にあっては、さらにこれから100分の98.5、いわゆる1.5%を減額した額を給料として支給するという改正でございます。

議案つづりの32ページにお戻りいただきまして、中段の附則の施行期日でございますが、第1項では、条例第3条の経過措置に係る改正については12月1日から、条例第2条の住居手当の廃止、60時間を超える時間外勤務手当の積算に日曜日等を含める規定及び来年4月以降のボーナスの支給割合の改正等の規定については、いずれも平成23年4月1日から施行するというものでございます。

また、その下の第2項では、12月に支給される期末手当の額についての定めでございますが、期末手当の支給額は33ページの(1)になりますが、1号に規定する額を減額して支給する。なお、減じる額は職員の給与、これは給料と管理職手当、扶養手当、住居手当の月額合計額にこの100分の0.28、この0.28といいますのは調整率という言い方でありまして、民間との格差を給料の減額となる職員で負担するための措置でございますけれども、これを乗じて得た額に施行日前の4月から11月までの8カ月の合計額とする。

なお、減額の対象となる職員は、下の表の行政職職員、また、次の34ページの医療職1の病院長、医師以外の職員とするというものでございます。

また、34ページの表の下の(2)、2号は6月に既に支給した期末・勤勉手当についても、同様の率を乗じて得た額を減額して、これを合わせた額を12月に支給する期末手当から減額をするというものでございます。

35ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、第3項につきましては、既に55歳に達している職員に関する読みかえ規定でありまして、この条例改正以前に既に55歳に達している特定職員については、条例改正施行日、いわゆる12月1日をもって適用するというものでございます。

なお、括弧内に条例の番号が抜けておりますけれども、これは本条例についてご承認をいただいた後に条例番号が入ることから空欄となっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

その下の中段の規則への委任、第4項につきましては、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるという規定でございます。

その下の5、横芝光町職員の勤務時間、給与等に関する条例の一部改正でございますけれども、この第5項につきましては、新旧対照表の38ページの第3項、給与条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員、いわゆる55歳以上の特定職員に対する読みかえの規定でありまして、勤務時間条例第17条第3項に規定する介護休暇を取得した職員の勤務1時間当たりの給与の減額の算定についても、附則第17項の規定により100分の1.5%を減

額して算定した額とするというものでございます。

以上でございます。長々と第1号から第3号までの説明とさせていただきましたが、慎重審議の上、可決承認くださいますようお願いいたします。

〔総務課長 林 英次君降壇〕

○議長（野村和好君） 以上で提案理由説明を終わります。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第5、議案第1号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 今回の条例改正に伴う影響額をお尋ねしたい。

○議長（野村和好君） 総務課長。

○総務課長（林 英次君） 議員報酬の影響額につきましては80万9,140円でございます。平均いたしますと1人4万7,600円の引き下げとなります。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異義なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異義なしと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第6、議案第2号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これより質疑に入ります。



順次、発言を許します。

山崎貞一議員。

○10番（山崎貞一君） 議案第2号につきまして、関連性があることを質問させていただきます。

9月定例会で私が一般質問した中で町長の給与の減額の問題を質問させていただきました。当時、回答は自分なりに検討したいということでございまして、さらにさかのぼりますと、6月定例会でも他の議員から特別職の給与削減というような質問がございまして、同じような回答をされております。その後について、どのように検討されているのか、伺います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 給与に関する面につきまして、6月、森川議員、9月、山崎議員からもご質問いただきまして、私なりにできることをまずやってみようということで考えております。中でも給与の部分、それからそれ以外の部分につきましても、さまざまな面でできることをやるということで検討したところでございます。

○議長（野村和好君） 山崎貞一議員。

○10番（山崎貞一君） 検討されているということは今のご答弁でわかりましたが、どのような内容を検討されているのか、また、今回の議会だよりにおきましては町民の方から「町長はいつ給与を減らすのかな」という声もございまして、近隣市町の首長さんの給与について調査されているのかどうか、その辺あわせてお答えをお願いします。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 私も自分の給料、町長交際費、さまざまな面あわせて検討させていただき、町長交際費などにつきましても11月1日から変更させていただき、減額をさせていただいたところであります。また、それ以前につきましても、その検討の過程で出てきたものについては、10月までの間、執行前でありましたが、そういう面でも減額、また、自分で払うように変更して行ってきたところであります。

○議長（野村和好君） 山崎貞一議員。

○10番（山崎貞一君） それは交際費の話でしょうか、条例の中で自分の給与を削減することがあったのかどうか私はわかりませんが、その辺のところと、もし自分の給与の削減がまだできていなければ、いつごろまでにするのか、また、しないのか、その辺のところをはっきり述べていただきたいと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 私は、今までの答弁の中でも自分の給与に関して考えることも検討することもしてまいるといことで答弁してまいりましたが、今、山崎貞一議員が言われたようなことは私は発言はしておりません。ただ、私のできることはしなくてはいけないと思い、今、いろんな場面でしているところであります。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 第2号議案の特別職の給与についても、この影響額をお尋ねしたい。

○議長（野村和好君） 総務課長。

○総務課長（林 英次君） 特別職につきましては44万3,670円でございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） これは町長と副町長はどういうふうな影響額ですか。

○議長（野村和好君） 総務課長。

○総務課長（林 英次君） 町長につきましては17万4,800円、また、副町長につきましては13万9,610円、教育長につきましては12万9,260円。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第7、議案第3号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 丁寧な説明をいただきましたけれども、もし私の聞き漏れがあれば重複しますが、お願いしたいと思います。

1つは、今回の勧告で月例給賞与に対する改定率はどうなるのか。職員1人当たりの平均は8万409円、これは総額は幾らになるのか。

それから、公務員の給与は職務によって決まる職務給の原則をとっておりますけれども、職務に変化がないのに職務の7級以上の職員、55歳以上の者に対して一律1.5%を削減するもの、年齢によって給与を減額するのは職務級の原則に反するのではないかというふうに思います。どうですか。当町の管理職手当は高いものではないと思いますけれども、55歳以上を1.5%削減するなら、管理職手当を引き上げるべきではないか。

3点目として、期末勤勉手当の引き下げ0.20月分は幾らになるのか。期末手当からの減額は、改定率0.19なのに、調整率が0.28になると。ここがどうも理解できないわけですが、説明をもう1回願います。

それから、住宅手当が廃止になるようでありますけれども、民間が住宅手当を支給していないということなのかということです。

それから、平成11年からのこの間12年間で人事院勧告がなかった年が3回あったわけですが、この間の影響額はトータルでどのくらいになるのか。それは職員1人当たり幾らぐらいになるのか。

以上の点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（野村和好君） 総務課長。

○総務課長（林 英次君） 仮に答弁が漏れましたら、再度またご指摘をいただければと思います。

まず、1点目の一般職職員の合計は1,744万9,000円の影響額だということは、これはあくまでもボーナスを含めた額ということで分けて算出してごさいませんので、よろしければ後ほど回答をさせていただきたいと思います。職員1人当たりの年間平均給与の影響額は8万409円で、率では1.45%の減額ということでごさいます。

2点目の管理職手当の関係でございまして、現在、町では課長職に月額——これは所長、室長で7級にある者、所長、室長も含むということで一定額の4万4,300円、また、室長、これは主幹職で7級にある者については3万5,400円、それから所長、班長職、6級職でございまして、2万4,900円という形で支給させていただいています。

また、近隣では、山武市は課長職、室長職は当町と同額でございますけれども、この上に部長職がありまして、この部長職については6万1,000円、次長職は5万1,700円を支給しているという状況でございます。

また、東金市につきましては、課長職は5万7,500円で、室長、課長補佐級が5万3,100円、この上に部長職がありまして8万2,000円、次長職が7万9,900円という支給状況でございます。

また、九十九里町につきましては、支給割合で算定をしております、課長職は100分の7、また、室長、課長補佐級は100分の5ということでございます。

次に、住居手当でございますけれども、自宅に係る住居手当につきましては、昨年、国において廃止されました。廃止はことしの4月1日から適用ということでございます。他の都道府県の状況あるいは県内の民間事業所を調査いたしました結果、見直しを行っている事業所が多いことから、県においても国に合わせて廃止することとしたために、町においても今回同様の改正をすることとさせていただいたものでございます。

続いて、人事院勧告の過去の影響額の関係でございますけれども、平成12年から平成21年までの10年間でございますけれども、勧告率が、月例給については平均で0.21%の減額、ボーナスについては10年間平均では4.495カ月。また、過去10年間の影響額全体でいきますと、町の平均職員数が266人ということで1億2,715万円でございます。これを1人当たりで割り返しますと、年間平均給与の減額分については47万8,000円の減額ということになります。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 近隣と比べての管理職手当の額というのは決して高くないと言ってもいいですね。それから、期末手当の0.20月分は幾らになるんですか。それから、その改定率もね。格差率、勧告率が0.19なのに0.28というこの数字で減額するという、この根拠がよくわからない。

○議長（野村和好君） 総務課長。

○総務課長（林 英次君） 期末手当につきましては、先ほども申し上げさせていただきましたように、職員の年間の平均給与月額の減額分の中に含めさせていただいておりますので、これについては後ほどご報告をさせていただきます。

また、議員がおっしゃられているのは年間の調整率の関係かと思いますが、この調整率0.28%は民間との格差を給料の減額となる職員で負担するための措置ということでござい

して、算定式につきましては、平成22年4月時点における職員全体の民間との格差の給与額合計を引き下げ対象者が受ける給与額の合計で除して得た率ということで、ちょっとわかりづらいかと思いますが、これを当てはめると、今回、民間給与の格差率が0.19%でございます。国・県の勧告が0.19%ということで、格差率、いわゆる国の官民格差の差が0.19%であるということございまして、この0.19に我が町は職員の4月における平均給与額36万1,225円に、行政職の職員数210人を乗じて得た額が14万4,141円ということで、これを引き下げ対象者が受ける給与額の合計額5,232万9,322円（4月の職員の給与支給額）を割り返しますと、調整率ということで0.28%になります。これを職員の今回の給与改定に伴って0.28%を掛けまして、それを減額するというような計算式でございます。

〔「原案賛成」「議長」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 続きですか。

〔18番議員「賛成出ちゃったから、私は反対だから討論」と発言〕

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） ことしの人事院勧告は官民格差を0.19%、757円とし、月例給、一時金とも引き下げる勧告を行いました。医療職を除く月例給の削減、持ち家部分の住居手当の廃止、一時金の削減で年間平均給与8万400円の引き下げとなります。平成10年からの平均年間給与、1人当たり47万8,000円が減額となっております。これはトータルでは1億2,715万円という膨大な金額となります。人事院勧告制度は、公務員の労働基本権剥奪の代償措置として設けられているものです。人事院は、民間企業との賃金格差を理由にマイナス勧告も民間準拠としてきました。2006年からは民間企業の対象規模を100人規模から50人規模に下げて、実質的な賃金の引き下げを行ってきたのです。今回の勧告は、民間準拠と言いますが、ことしの春闘での賃上げは、日本経団連の発表でも、大手が5,886円、1.86%、中小で3,842円、1.52%と引き上がっています。マイナス勧告は、民主党政権の「公務員の人件費抑制」という公約にあるのかなと考えております。今回の影響額は、一般職で1,700万円。これは地域の民間労働者の一時金や給与にも影響を及ぼします。賃金の引き下げによって消費が冷え込めば、地域経済にも打撃を与え、税収入の減少になることは目に見えております。そういう中で政府がやるべきことは、労働者派遣法を抜本的に見直し、正規雇用をふやし、賃金を引き上げ、庶民減税など国民の購買力を高めることでもあります。

町の段階でも、懐を温め、購買力を高め、内需を刺激し、景気を回復させることが急がれ

ます。財政が厳しいからと町民や職員にそのしわ寄せをするのではなくて、業務委託を見直すなど正規雇用を守り、そして福祉の充実を図ることです。

今、OA化のもとで職員には仕事量がふえているのに集中改革プランとして職員減らしも進んでおります。住民サービスの低下を招くのではなくて、住民奉仕の主体である公務労働者の質の確保、やる気を保障する、職員給与を補償することが肝心の施策であります。これがまちづくりの方法であると確信をいたします。

以上をもちまして、一般職の職員の給与に関する条例の改正に反対の討論を行うものであります。

○議長（野村和好君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

若梅喜作議員。

○6番（若梅喜作君） 私は、賛成の立場で討論をいたします。

今臨時会に提案されました議案3件につきましては、いずれも人事院、千葉県人事委員会勧告に基づき、期末勤勉手当等を改正するものであります。

依然回復をしない経済環境の中で、民間企業の経営悪化により従業員の給与水準も依然回復をしない状況が続いております。今回の改正案は、民間格差等を改善する提案でありまして、私は賛成すべきであると考えます。

以上であります。

○議長（野村和好君） これにて討論を終結します。

これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（野村和好君） 以上で、本臨時会に付議された案件のすべてを議了しました。

本日の会議を閉じます。

平成22年11月横芝光町議会臨時会を閉会します。

（午後3時05分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 野村和好

議員 森川忠

議員 越川輝男